

## 令和6年度第2回 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：令和7年1月9日(木)

午後2時から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階特別会議室

### ○司会

それでは、定刻となりましたので、只今より、令和6年度第2回安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の佐々木よりあいさつを申し上げます。

### ○佐々木部長

本日はお忙しいところ、安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、日頃からそれぞれのお立場で、犯罪のない、安全で、安心できる地域社会づくりに御尽力いただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

さて、現在、県が策定している「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」は、令和3年度から令和7年度までが計画期間となっており、令和7年度中に、新たな計画を策定する必要があります。

ここで、最近の犯罪情勢を見ますと、昨年12月に開催された政府の犯罪対策閣僚会議において、「闇バイト」の緊急対策が決定されました。また、福岡県において中学生が刃物で刺されるという、痛ましい事件が発生しております。

新たな計画の策定に当たっては、こうした犯罪情勢を踏まえながら、県民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪が起きにくい環境を整えていく必要があります。

本日の委員会では、計画の策定について知事から諮問したのち、事務局から策定方針を御説明いたします。委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日の会議は、委員改選後初回の会議となります。うち、15名の方が再任、5名の方が新任となっております。御多忙の中、委員をお引き受けいただき、改めて感謝申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

### ○司会

本日は、20名の委員中、17名の方に御出席をいただいております、過半数を超えておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第2第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。議事録につきましては、まとめ次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としております。

次に、本委員会の役割について御説明させていただきます。

本委員会は犯罪のない安全・安心まちづくり条例により設置されており、安全・安心まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本計画の策定と基本計画に沿って実施

される各事業が、より効果的に行われるよう、県に対し意見・提言を行うことが、その役割となっております。

次に、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。本日は委員改選後最初の委員会でございます。それでは、お手元の名簿順に委員の御紹介をさせていただきます。新任の方もいらっしゃいますので、司会がお名前をお呼びしましたら、その場で一言、自己紹介をお願いします。

(委員紹介)

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

はじめに、「次第3議事(1)会長・副会長の選任」につきましては、条例第8条第4項の規定により委員の皆様の互選により会長、副会長の選出をお願いしたいと存じます。会長、副会長選出までの間、佐々木環境生活部長が進行役を務めさせていただきます。

○佐々木部長

それでは、暫時、進行させていただきます。

どなたか会長、副会長の御提案がありましたらお願いいたします。

○田中委員

事務局案をお示し願います。

○木村課長

事務局としましては、引き続き会長に成瀬幸典委員、副会長に小野浩子委員にお願いしたいと思います。

○佐々木部長

事務局から、会長に成瀬幸典委員、副会長に小野浩子委員という案が出ましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、満場一致で、会長に成瀬幸典委員、副会長に小野浩子委員を選出させていただきます。円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。

○司会

正副会長におかれましては、会長席、副会長席へ移動願います。

ただいま、選出されました成瀬会長及び小野副会長から御挨拶をいただきたいと思います。存じます。

○成瀬会長

会長に選出されました。成瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度は、この犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の第5期の策定というため、意見を知事に提出するということが求められております。委員の皆様にお

かれましては、積極的に御意見を発言いただきまして、宮城県の実情に沿いました有益な意見を提言でできればと思っております。皆様、いろいろな御経験豊富にお持ちの方々だと思いますので、どうぞ積極的な御発言をよろしくお願いいたします。

○小野副会長

小野でございます。皆様から御意見を頂戴できますように、会長を補佐しながらやっていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございます。大変申し訳ございませんが、環境生活部長の佐々木につきましては、公務のためここで退席させていただきますので御了承ください。

○司会

それでは犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、ここからの議事につきましては、会長の成瀬会長にお願いしたいと存じます。成瀬会長、よろしくお願いいたします。

○成瀬会長

では早速議事を進めます。次第の第3（2）協議事項、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画第5期の策定について事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第5期）の策定について、御説明いたします。資料は、資料1から資料4を使用いたします。

はじめに、資料1の「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の策定について（諮問）」を御覧ください。

県は、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」の定めにより、「安全・安心まちづくりに関する基本計画」を策定することとされています。現在策定している計画は、令和7年度で終期を迎えることから、新たな計画を策定する必要があります。このため、条例第7条第4項の規定により、当委員会へ意見を求めるものです。

「記」以下は、計画の目的や、策定方法について記載しております。

次に、資料2の「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第5期）の策定について」を御覧ください。

「1 第5期計画策定の必要性」は、さきほどの「諮問」で申し上げた内容ですので割愛いたしますが、現在の計画は第4期計画ですので、これから御審議いただく計画は第5期計画でございます。

「2 計画の骨子（案）」を御覧ください。「（1）計画期間」につきましては、これまでの計画期間及び新・宮城の将来ビジョンの計画期間との整合から、令和8年度から令和12年度までの5年間としたいと考えております。

「（2）目標」は、計画が目指す目標でございます。4期計画の目標は「県民一人ひとりが、犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、すべての県民が犯罪に巻き込まれる

ことなく、安心して暮らせるまちを実現する」というもので、条例の目的に合致したものであり、第5期計画においても維持したいと考えております。

「(3) 基本方針」は、計画の目標達成に向けた基本的な方針でございます。4期計画で掲げた基本方針は、「支え合い」、「見守り」、「環境整備」で、これは条例の「基本理念」に合致したものであり、5期計画においても維持しつつ、社会情勢等による新たな視点を加えたいと考えております。

「(4) 施策体系」は、計画で記述する施策の体系でございます。この計画では、施策の体系として大きな「方向性」を定め、その中の「推進項目」の中に具体的な施策を記載しております。

「方向性」及び「推進項目」は、計画の改定毎に見直しており、5期計画も、さきほどの「(3) 基本方針」の視点を踏まえ必要に応じて見直したいと考えております。この見直しについては、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えておりまして、「資料3」によりのちほど御説明いたします。

裏面の「4 次期計画策定に向けたスケジュール」を御覧ください。本日、計画策定について諮問いたしましたのち、来年度に3回、委員会の開催を予定しております。本計画の策定には県議会の議決を要することから、本委員会で3回、計画案を御審議いただき、県議会令和8年2月定例会に提案する予定です。

「5 参考」には、前回改定時のポイントや、条例の抜粋を記載しております。前回改定時のポイントは、資料4でも御説明します。

次に、資料3「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第5期）策定の視点」を御覧ください。本資料は、左側部分の「宮城県の現状と課題」を踏まえ、中央部分で「現行計画の「基本方針」への視点」を整理した資料で、資料2の説明において、のちほど御説明したいとした内容でございます。なお、参考として、右側部分で「現行計画の推進項目」を記載しております。

「1 宮城県の現状と課題」を御覧ください。（1）の最近の犯罪情勢を見ますと、刑法犯認知件数の増加、特殊詐欺認知件数の増加、匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウによる事件発生などがあります。

当県における近年の事件としては、登米市こども園不審者侵入、仙台市中学生切りつけ事件、栗原市内小学校敷地軽トラック侵入、東北新幹線車内薬品漏れなどがございます。これらはあくまで一例であり、そのほかにも強盗、特殊詐欺、性犯罪などの犯罪が発生しているところです。

（2）の子ども・若者・女性・高齢者・障害者などが巻き込まれる事件を見ますと、児童虐待相談件数の増加、いじめや非行の少年相談の増加、医薬品の乱用、いわゆるオーバードーズの増加、性暴力相談件数の増加、高齢者や障害者の虐待相談等増加などがございます。

（3）の情報化の進展による事件を見ますと、SNS起因の闇バイトによる強盗・詐欺事件の発生、AIを悪用した情報拡散や犯罪の発生、インターネットやSNSトラブルの増加などがございます。

（4）の社会情勢の変化は、犯罪や事件ではありませんが、地域社会や企業における多様性の進展、少子高齢化による地域防犯の担い手の減少、定住やインバウンドによる外国人の増加、宮城県犯罪被害者等支援計画の策定、コロナ禍を経た生活様式の変化な

どがございます。

次に、「2 現行計画の「基本方針」への視点」を御覧ください。下部の「※」のとおり、「基本方針」は、条例の「基本理念」と対応しております。

まず、計画の目標は、さきほども御説明したとおり、「県民一人ひとりが、犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく、安心して暮らせるまちの実現」でございます。この目標の実現に向けた基本的な方針が、以下3つの「基本方針」でございます。

基本方針1は、「支え合い」です。これは、県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現するというものです。この基本方針に対し、現状と課題を踏まえた視点として、次のようなものが考えられます。それは、地域社会の多様性を踏まえながら、引き続き、県民一人ひとりの防犯意識を高める取り組みを継続すべきということ、企業や事業者との連携を強化していくということ、特殊詐欺やA I・S N S等による新技術による犯罪への対策強化を反映していくということです。

次の基本方針2は、「見守り」です。これは、子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら見守り、犯罪被害から守るというものです。この基本方針に対する視点として、次のようなものが考えられます。それは、4期計画で取り入れた「ながら見守り」活動を継続すべきということ、子どもをめぐるインターネット・S N S対策の強化を反映していくということ、外国人住民の増加を踏まえ、外国人に関する防犯上の配慮を検討していく必要があるということです。

次の基本方針3は、「環境整備」です。これは、基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行うというものです。この基本方針に対する視点として、「支え合い」や「見守り」を基礎とした上で、犯罪が起きにくい環境整備を継続していく必要があるということが考えられます。

5期計画の策定に当たっては、こうした視点を踏まえながら、計画の体系である「方向性」や「推進項目」を整理し、具体的な施策を盛り込みたいと考えております。

右側の「（参考）現行計画の推進項目」を御覧ください。現行の4期計画は、6つの「方向性」と18の「推進項目」の体系となっております。5期計画は、ただいま御説明しました「視点」を踏まえ検討したいと考えておりますが、安全・安心まちづくりの施策については、概ね4期計画の体系で対応できているものと考えます。

ここで、現在の計画の体系がどのような経緯で整理されたかについて御説明します。資料4「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の「方向性」と「推進項目」」の推移を御覧ください。

こちらは、1期計画から4期計画までの「方向性」と「推進項目」を比較したものでございます。このうち、3期計画と4期計画の比較について、「方向性」の整理を太枠で、「推進項目」の整理を着色で表しています。

これを見ますと、4期計画は、3期計画から「方向性」が3つ減り、「推進項目」が5つ減っております。

「方向性」の減少は、3期計画の方向性3と4を統合し、4期計画の方向性3としたこと、3期計画の方向性6と7を統合し、4期計画の方向性5としたこと、3期計画の

方向性8と9を統合し、4期計画の方向性6としたことによるものです。

「推進項目」につきましても、統合や、「方向性」間の移動などの整理をしております。

4期計画の資料下部の「改正概要」を御覧ください。「方向性」や「推進項目」の整理は、重複項目の整理や、社会情勢の変化等を踏まえた見直しによるものです。内容的には、「ながら見守り」「防犯CSR活動」の考え方の追加、特殊詐欺や悪質商法被害の未然防止の水際対策、インターネット犯罪被害の集約、情報モラルの推進の追加などを行っております。

4期計画は、安全・安心まちづくりの施策を概ねカバーできているものと考えますが、委員の皆様から、5期計画における施策や、体系案などについて、御意見をいただきたいと考えております。

御意見は、本日この場でいただきたいと考えますが、本日御発言できなかった内容などがございましたら、お配りした回答様式「「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」に関する意見について」に御記入いただき、2月10日までに事務局までお送りいただければと存じます。本日欠席された委員の方にも、同様の様式をお送りいたします。

事務局からの説明は以上です。

○成瀬会長

ただいま事務局から御説明いただきましたが、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

○加藤委員

資料2の基本方針は、支え合い、見守り、環境整備とありますが、やはり教育が足りないです。子どもたちがネットの被害などを受けていますから、子どもの教育を充実させなければならないと思います。事務局の方でやっているなら、きちんと明文化する必要があります。また、資料4の5は犯罪の防止に配慮した安全な環境整備、6は犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくりとありますが、この違いは何ですか。現場を考えて作っていただければ前進すると思います。

○成瀬会長

どうもありがとうございました。事務局の方から御意見ありますか。

○事務局

まず1点目の教育というのは、まさにその通りだと考えております。例えば、小・中・高校生を対象にしたインターネット安全利用推進事業というものがあまして、講話をする等の取組を進めています。

また、次の、環境整備とホスピタリティのある地域づくりの違いですが、犯罪の防止に配慮した安全な環境整備の箇所は、概ねハード整備のところを記載しています。例えば、安全・安心な建物や道路、そういった部分を中心に記載しております。ホスピタリティのある地域づくりの方は、どちらかというとソフト事業を記載しておりました。

今回、その同じ「環境整備」という観点から、違いがわかりにくいということで、例えば、「似ているところはまとめたかどうか」とか、そういった意見があれば、次の素案づくりの方に活かしてまいりたいと考えております。

○加藤委員

やはり今は核家族が多いですから、見守りしてくれ、何かしてくれと言われても、お父さんもお母さんも仕事があつて、交通誘導ができません。地域でいくらやりましようと言っても、なかなかできません。そういうことも視点に入れつつ書いていただきたい。

○事務局

宮城県の現状と課題のところ、資料3の(4)でも記載しましたが、やはり少子高齢化で地域防犯の担い手が減少しているという声は、防犯関係者の方との会議で多く上がった声でした。とはいえ、街中全部に防犯カメラをつけるというのも難しいので、県では、「ながら見守り」ということで、無理のない範囲で、地域を散歩したり、お庭の作業をしたり、日常活動をしながら見守り活動をするであるとか、企業の配送車に見守りの御協力をいただくとか、そういった取組を進めています。それですべてが解決するというわけではないと思いますが、防犯意識を全体で高めていくということを進めていきたいと考えております。

○加藤委員

お願いします。

○成瀬会長

実情を踏まえた対策、基本計画を策定していかなければならないので、貴重な御意見をどうもありがとうございました。他に御意見ございませんでしょうか。それぞれの委員の方の背景や出身母体を踏まえた御意見で結構ですので、どうぞ率直に御発言いただければと思います。

○成瀬会長

では、第5期の計画を策定するにあたり、第4期までと違う点、変化している点を事務局から御説明願います。

○事務局

新たな計画の形はお示ししておりませんが、例えば資料3の1、宮城県の現状と課題(4)で、外国人の増加と記載させていただきました。現在、宮城県の在留外国人の方は増加しておりまして、観光客も増えております。例えば、県内の在留外国人は令和3年度の約2万1,000人から令和5年度は約2万5,000人まで増えているという、法務省の統計情報があります。また、観光面では、令和3年に4万9,000人くらいあった外国人宿泊者数が令和5年は52万5,000人まで増えました。とても高い増加率に見えますが、実は、令和元年は56万人くらいなので、コロナ禍で落ち込んだ外国人観光客の方がまた戻ってきたという状況です。ですので、観光客の数は戻り、そして在留外国人は増えて

いるという状況でございます。

外国人の方に向けた防犯情報の発信等は、次の計画で工夫する必要があると考えています。現在、事務局で持っている新しい視点はそういった点です。

○成瀬会長

どうもありがとうございました。ほかいかがでしょう。第5期の計画を策定するにあたって、こういう点を新たに考慮した方が良いのではないかという御意見があれば、ぜひこの場でお示しいただければと思います。

○藤澤委員

方向性の2番目に、子どもを守るための見守り活動とか、「守るため」という文言が結構ありますが、闇バイトとか知らず知らずに、自分が犯罪に手を染めてしまうケースが多々見られるような時代になってきました。守るだけではなく、犯罪被害にあわないと同時に、犯罪の加害者にならないという文言も入ると良いかと思います。

また、犯罪にあった方の支援のあり方も盛り込んでいただければと思います。青少年育成の立場からの意見ですが、子どもたちの安全・安心に結びついていけるのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。まず1点目の闇バイトのお話は、新聞でも報道されておりますが、闇バイトによる事件で被害を受けないという点も大事ですし、県警では大学などと連携しながら、闇バイトに手を染めないための啓発活動もされています。また、政府の方でも、闇バイトを検索するような人に注意喚起を行うという取組もされています。闇バイトに限らず、青少年が被害を受けてはならないと思いますし、逆に加害者にもならないというような取組を進める必要があると考えています。ですから、そういった視点は計画の中に何らかの配慮ができればと考えております。

2点目の犯罪被害者支援については、安全・安心まちづくりの計画とは別に、犯罪被害者支援の計画を策定作業中で、これも当課が所管しています。安全・安心まちづくりと犯罪被害者支援は別の条例があり、それぞれに特化した計画を作った方が、より中身が充実するだろうということで、現在2つの計画を策定中です。そういった点で、両方の計画に生かしながら、施策を進めたいと考えております。

○成瀬会長

では五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐委員

今回はDXの観点からこちらの委員会に参加させていただいております。2点ございまして、1点目は先ほど藤澤委員が触れられていた、青少年たちにどうやってこの注意喚起をしていくかという点でございます。SNSは怖いものではなくて、ぜひ有効的に活用して、彼らの視点に届くような形で伝えていくという方針を入れていただきたいと思います。

2点目としましては、この度、東北大学が国際卓越大学に選定されております。そのため、今後、仙台市への定住や、宮城県にいらっしゃる海外の方たちが増えてくると考えられます。そういった方々に対して宮城県を安心して楽しんでいただくために、「こういう風にしたらいいですよ」というような情報発信をしていくことが必要になってくると思います。そういった点を盛り込んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○成瀬会長

事務局からありますか。

○事務局

まさにそういった点で、被害者にも加害者にもならないという情報発信や、外国人に限らず多様性を踏まえた防犯意識の高揚といった考え方を盛り込んでいく必要があると考えております。ありがとうございます。

○成瀬会長

他いかがでしょうか。

○弓場委員

方向性5の安全な環境整備と、6のホスピタリティーについて、我々コンビニエンスストアは宮城県に約1,200店舗ほどあります。防犯の観点から言いますと、犯罪があつてからというよりも、犯罪を抑制する方が非常に重要だと思っています。コンビニエンスストア防犯協議会の立場としましては、例えば具体的に、コンビニエンスストアへの駆け込みとか、文言として明確に打ち出していただいても、環境整備という観点ではよろしいのかと思います。一応提案としてお聞きいただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。コンビニエンスストアの協会さんとは年一回ぐらい意見交換させていただいておりまして、駆け込み寺的な取組についても伺っておりました。そういった部分もぜひ反映できればと考えております。

○成瀬会長

それでは高橋委員お願いします。

○高橋（直）委員

参考資料2第4期基本計画の8ページで、支え合い、見守り、環境整備というのがチャートで入っておりました。見守りや支え合いというのが具体的にどうかという話が出ましたが、地域での見守りと、サイバー空間での見守り、支え合いというところについても、県民の皆さんそれぞれが、いろいろな感覚を持っていると思います。コロナ禍を受けて、社会生活が変化している状況なので、ここは3つの基本方針を変える必要性はないと思います。この委員会の中で、地域の課題や、子どもたちが抱えている問題等が

浮き彫りになってくるのではないかなと考えたところです。

○成瀬会長

事務局からお願いします。

○事務局

計画の基本方針である、支え合い、見守り、環境整備については、抽象的な言葉になるところはどうしてもあるかと思います。なので、この基本方針についても、委員の皆様から多くの意見をいただければと考えておりました。ありがとうございます。

○成瀬会長

資料3に宮城県の現状と課題が挙げられています。例えば児童虐待相談件数の増加と書いてありますが、やはり計画を練り上げていくにあたって、基本は基礎となるデータ、数字ベースでやらなければいけないのかなという気がします。そこは委員の皆様と共有させていただいた方がよろしいのかなという気がします。

また、第4期で、推進項目を上げ、活動報告を受けてきたわけですが、効果があったのか気になるところです。例えば特殊詐欺は、宮城県に限った話ではありませんが、認知件数も被害額もなかなか減らない。あちらも手を変え、品を変えという形で方法も多様化している状況で、それに対し、この推進項目が本当に有効だったのかという検証をはやはりやらなければいけないという気がします。加藤委員もおっしゃいましたが、実情と言いますか、実際にこれを推進したことによって、どういう効果があったのか。机上の空論となっていないのかとかですね。第4期に行ったことについてのデータがもしあれば、そこは出していただければと思います。

○事務局

データの共有というのはその通りだと思います。先ほど少し御紹介いただきましたが、今年度第1回目の委員会において、これまでの実績について簡単に御報告したという経緯がありました。効果も、2パターンございまして、アウトカムと呼ばれるような数字と、何回やったかといったアウトプットの的なものがあり、こういう取組をしたので犯罪が減ったというような評価はなかなか難しいところです。例えば、防犯意識の高まりということを受けて、県警で行っているセキュリティメールなどは、年々登録者が増えていと伺っております。令和5年の登録者数は1万1,000人くらいで、少しずつ増えていと伺っております。また、高齢者虐待の相談については、令和3年には49件だったのが、令和5年には113件に増えています。資料3の中に性暴力被害相談支援センターのことも記載しましたが、相談が増えていることイコール犯罪が増えているという評価もなかなか難しく、例えば、相談しやすくなったことで件数が増えているということもあります。特に、安全・安心まちづくりはなかなか効果の測定が難しいところではありますが、確かに、そのデータを共有しながら、効果があったかどうかを測るのは大事だと思いますので、可能な分野でできるだけデータを整理していきたいと考えております。ありがとうございます。

○成瀬会長

今回、新しく 5 人の委員が入られましたね。

○事務局

そうです。

○成瀬会長

1 回目は会議で資料をいただきましたが、その資料は新しい委員の方にお渡しされていますか。

○事務局

一部の委員の方には御紹介しておりますが、より情報が増えるということで、追ってお送りさせていただきたいと思います。

○成瀬会長

他にいかがでしょうか。

○齋委員

方向性 6 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティある地域づくりということで、推進項目 17 には、観光旅行者の方が被害にあわないための対策の推進ということで、もちろんあわないための対策は必要であると思います。また、被害にあってしまったらどこに連絡をすればよいか等、その後、その先の対策も必要なのかなと思いました。そのあたり、旅行者に対する日本の方ももちろんですけども、外国のお客様に対しては多言語化での表記であるとか、多様性の部分を視点とした今後の方針作りも大切だと思いました。あと犯罪の状況のところで、県内における事件の事例ですね。資料にある東北新幹線内での車内の薬品漏れという、昨年度大きな事件がございました。これは故意に行われた犯罪ではありませんが、たくさんの人が集まっているところで犯罪が起きてしまった時、安全に誘導できることや、災害につながるところもあります。県警の方や特殊部隊の方との連携というところもありますから、ぜひこの会議の中に宮城県の観光課の方の参加も必要なのかなと思いました。

○成瀬会長

どうもありがとうございます。

○事務局

来県された方が犯罪にあわないということ、あつてからの対策も大切ということで、先ほど御説明しましたが、犯罪被害者支援を当課で所管しております。準備中ですが、多言語化に対応できるように、全てを外国語で書くのは難しいのですが、せめて例えば英語とか中国語等の言語をパンフレットに記載すれば、ここに電話すれば良いと推測がつくような工夫をしようと考えております。それは犯罪被害者支援の分野ではございますが、そういった工夫を安全・安心まちづくりの方にも活かしてみることが必要と考え

ております。

2点目の観光部門の参加ということで、今回は計画作りのスタートということで、ごく限られた担当部局、県警にお集まりいただきました。当然、こちらで出た議論について共有が必要なものは、その部局に提供して情報を共有しながら、また、実績報告の段階では、この場に参加してもらっていました。情報を共有して参りたいと考えております。

#### ○竹田委員

少年補導の立場からではなく、市民としてですけれども、住まいや会社近くの一帯に、たくさん外国人がいらっしゃいます。私たち、町内の人たちは全然実態がわかりません。外国人の方が犯罪にあわないようにとかあったらどうするかというお話ですが、町内でもよくお話になりますので、そういうことも盛り込まれると良いのではないかと思います。

#### ○事務局

まさに在住外国人の方が増加しているという現状かと思います。ちなみに、県内では、中国やベトナム国籍の方が多いようです。齋委員からのお話にあったとおり、例えば外国の方にも通じるように、こういうことは犯罪になる、とか、こういう被害を受けたらここに相談してくださいという多言語による情報発信は、国際部局と相談しながら、少しずつ進めていきたいと考えております。国際化や外国人の方への対応については、計画の中に考え方を入れていく必要があるかと考えておりました。

#### ○成瀬会長

他にはいかがでしょうか。

#### ○梅琴委員

皆さん御存知のように、近年、宮城県でも旅行者や外国人住民が増加しています。最新のデータによると、仙台市の総人口に占める外国人住民の割合は約 1.5%と推定されています。このような外国人の方々に対して、多言語での情報提供や、そのための窓口が必要ではないかと考えます。

例えば、日本語学校や東北大学に通う外国人留学生を対象に、日本での生活ルールや防災・防犯に関する教育プログラムを実施することが重要です。「日本の社会はこういうものだ」「日本の法律はこうなっている」といった知識を提供し、母国との違いを理解してもらうことで、犯罪を未然に防ぎ、自分自身を守る力を養うことができると考えます。

このような取り組みを通じて、外国人の方々が安心して生活できる環境づくりを進めていくことが大切だと考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局

具体的にどういったプログラムが提供できるかとか、どういった御案内ができるかなってききますと、具体的な取組や事業の内容になるので、国際部局の方の協力も必要で

す。今のお話を共有、相談しながら、できることを進め、計画に活かしていきたいと考えます。

○成瀬会長

お願いします。

○高橋（義）委員

先ほどの竹田委員からのお話を踏まえて、気仙沼市の実情を話します。気仙沼は漁船の町で、インドネシアやベトナムの研修生も非常に多くいらっしゃいます。ヘルメットをかぶり、ちゃんと自転車を利用されている。逆に日本人よりもルールを守っていらっしゃるような感じです。気仙沼の鹿折地区というところは、外国人の研修生が多い関係から、まちづくり協議会と一緒に防災の訓練に参加したり、避難所運営と一緒に取り組んだり、救命救急の講習を受け、地域と一体になって外国人が活動されています。そういった取組、地域での外国人との交流によって、地域で不安に感じられている住民の方が、より身近に顔が見える関係ができることによって、不安も解消される事例もございますので、防犯・防災ではなくても、子どもの教育の中でもそういった交流の場があると、地域の中で安心・安全な町への意識の醸成がなされるのかなと思いました。参考としてお話をさせていただきました。

○事務局

外国人に限らずだと思うのですが、その多様性、多様化が進む地域社会というのは、様々な背景やバックグラウンドを持った方が一緒に交わるという視点はあるかと思います。交流というのは大変大切な視点だと思います。例えばその外国人との交流という面では国際部局の方とも相談しながら、もし具体的なことが何かできることがあれば、そういったところから進めていきたいと、また計画に盛り込めるものを反映していきたいと考えています。

○成瀬会長

他にはいかがでしょうか。

○関口委員

私が関係するのは、インターネットバンキングです。各銀行では、銀行・顧客の双方にメリットがあるため、皆さんインターネットバンキングを御活用くださいとお勧めしています。振込するのもインターネットであれば安くなりますし、預金するのもインターネットだったら利率が高くなります。

クリーニング屋さんで、アプリを入れたらワイシャツの料金が 20 円安くなりますよとか、SNS で選挙結果なんかも左右されます。例えば、インターネットバンキングを始める場合、口座番号や ID とパスワードを登録するなど順番に作業していくと簡単に登録ができてしまいます。しかし、何に注意をしなければいけないのか、よくわからないままに、ただただ画面の指示に従ってやっているという形で。中にはフィッシング詐欺みたいなものにだまされてしまう方もいらっしゃる。私自身、体系的な教育なしにパーツパ

一ツで進めてしまっていて、自分でもよくわからないままにアプリばかり増えている、みたいな現状になってきています。やはりこういうことは、若い段階、早い段階で注意しなければいけないと思います。逆に言うと、加害者になってもいけないということですから、国語・算数・理科・社会と同じような形で体系的にきちっと教育をしていくことが必要であると思います。もちろん変化が激しい世界なので、簡単に先生が教えられるものではないと思いますが、自分の実感として思うところです。

#### ○事務局

まさにその通りだと思います。先ほど若干御紹介しましたが、小・中・高校生を対象にしたインターネット安全講話であるとか、県警サイバー犯罪対策課で行っているサイバーセキュリティカレッジという講演など、いろいろな啓発活動は行っているところです。先ほど効果の話がありましたが、一人一人にちゃんと届いているのかという測定はなかなか難しいところです。いずれ、まさに闇バイトもそうですが、これからそのインターネット、SNS による被害も加害も、そういった対策についてできることを御意見いただければと思いますし、警察の方とも御相談しながら進めていく必要があると考えております。

#### ○成瀬会長

藤澤委員、どうぞ。

#### ○藤澤委員

こういう計画書を最初から最後まで見る人はほとんどいないと思うのです。自分たちがこの計画の中のどこの部分を担えるか、参画できるかと考えた時に、一般市民だったら、どこをどう見たら良いか、苦しいかなという思いがいつもありました。それで、先ほどの支え合い、見守り、環境整備という基本方針から、自分の立場から、防犯の担い手としてどう参画、協力できるのかな、というチャートみたいなものがあつたらいいなと思います。ただ、それを紙媒体にすると、大変なことだなと思っていたら、今、関口委員が SNS やインターネットのお話をされたので、インターネットで、企業さんがこういう取組をしたいという時、そこから選べると良いと思いました。一般市民、町内会などだと、紙じゃないとわからないことがあるかもしれませんが、意見させていただきました。よろしくお願いいたします。

#### ○事務局

御意見がありましたとおり、計画そのものはやはり分厚いですし、おそらく読みやすいものではないと思います。そこで、県では計画の概要版パンフレットを作って、防犯関係の方が集まる時にお配りするなど活用しています。具体的な対策などについては、三つ折りの「身近な防犯ははじめませんか？」というリーフレットを高校にお配りしています。「ながら見守り」については、「ながら見守りはじめませんか」というリーフレットをお配りしたり、ラジオで知事の声でお知らせしてみたり、ターゲットに情報が届くような工夫をしております。それがなかなか届かないということもございますので、具体的にどう届けていくのかというのは、検討課題だと思っておりました。

○田中委員

「ながら見守り」に関して、御説明いただきました。第4期の策定の時に、私の方から「ながら見守り」と、「防犯 CSR」の活発化というところで意見を申し上げて、盛り込んでいただいたという経緯がございました。「ながら見守り」に関してはリーフレットを作っていただいてわかりやすくなっているなという感覚はあるのですが、「防犯 CSR」の方は若干具体性が弱いのかなという気がいたします。事業者の方々に、どういことをすれば自分たちは貢献できるのかというのがもっとわかりやすく伝わるような感じの基本計画への盛り込み方とか啓発の仕方があるといいのかなと思っておりました。先ほど話が合った子ども 110 番の家をコンビニでも同じようにできますよといったようなメッセージがあると、各コンビニの店長さんなんか也非常にわかりやすく、防犯活動に参画できるかと思います。特殊詐欺の水際対策でも、まさに金融機関の窓口といったようなところで、銀行員さんが普段頑張ってるので、立派な防犯 CSR だと思うんですね。そういった多少具体的なものも含めて、こういうことをやれば、仕事をしながら防犯に貢献できますよというメッセージがもっと伝わりやすくなると、事業者の方々ももっと防犯に取り組みやすくなるのではないかと考えておりました。そこで、そのベースになっているのも、最初に加藤委員の方からありましたけど、やはり地域の方々の見守り隊とかですね。やはり高齢化の問題とか色々ありまして。パトロール隊を組めないといった実情がありましたので、シフト制でメンバーを決めてやるのではなくて、みんなが参画できるような感じの防犯の雰囲気を作ろうというところできたと思います。そのあたりも第5期でもう少しわかりやすくメッセージを発信できるような感じの計画にできれば、より良くなるのではないかと考えておりました。

○成瀬会長

続いて、弓場委員どうぞ。

○弓場委員

コンビニエンスストアの立場として、今回忌憚のない意見というところすみません、あえて言わせていただきたいと思います。特殊詐欺被害は、たぶん皆さんはコンビニエンスストアが窓口となって一番だまされているじゃないかと、正直そう思われていると思います。多分その通りだと思います。私もその認識を持っております。ただ、実は月に一回、どこのチェーンも勉強会をやっています。例えば、リモートであったり、リアルであったりとかですね。その時に、やる気のあるアルバイトさんは声をかけてくれます。ですが、特に高齢者の方が、ものすごい勢いで「おら」みたいな感じでやってくると、やる気のあるアルバイトさんが辞めてしまうのです。ですので、我々や店長さんが教えていった教育がゼロベースになってしまうとか、逆に言うと、マイナスになって、優秀なクルーさんがアルバイトを辞めてしまうような現状が、コンビニでは起こっています。多分、関口委員も銀行でそういう経験がおありだと思います。綺麗事を言うつもりはなく、忌憚のない意見を敢えて言わせていただいています。コンビニエンスストアの防犯協会で県警の皆様と連動させていただき、非常にありがたいのが、振り込みする時に紙を渡させていただき、それでだいぶ従業員さんもやりやすくなったというところ

があります。ただ、現状として、金額ベースで言うと、何億という被害額があって増加傾向にあるというところです。学校現場で教育をされているということは去年協議会でもお話いただき、非常にありがたいことだと思っております。何が言いたいかというと、我々も防犯協議会として取り組んでおり、教育の方もしていただいているのが現状です。でも、被害は減らないですね。ですので、できたらお願いしたいというのは、やはり SNS もそうですけど、高齢者の方が多いという傾向が非常に高いので、例えば県の予算を使ってテレビ CM をやっていただくとか、そういうところを検討いただけると、非常にいいのかなと。提案として忌憚のない意見をあえて言わせていただきましたが、参考にいただければと思います。

○成瀬会長

金委員、どうぞ。

○金委員

私もテレビ CM は賛成です。人を集めるのはとても大変で、いろいろななんとか教室というのは、学校では子どもたちがもう集まっているので、実際に教育としてできるわけですが。社会教育の中で、防犯教室とか見守り隊のセミナーなどを開催する時に、本当に人を集めることが大変で、学校に何名出てほしいという依頼が来たりするような状況です。ですから、参加することのハードルが高いので、居ながらにして情報が入ってくることがとてもいいと思います。私たちの世代はテレビをよく見るので、テレビがいいという場合もあります。ネットで検索をしていると、邪魔だと思うくらい CM が入ってくることもあるかと思います。県で、CM 的に若者が開いている時にこういうのは犯罪になるとか、こういうのは加害者になりますよとどんどん情報が入ってくるようにするのもいいのではないかと思います。

○木村委員

金委員のお話に付随することですが、教室とかでやるときに人を集めるのが大変だということについて私の実体験の実数で言いますと、去年、中学校が SNS の使い方の教室を開きましようと言った時、子どもたちは既に学校にいるので 100% 参加です。参観日の続きでその会を催されたので、保護者の数で言えば、350 人ぐらいの学校ですが、何人の保護者がその教室に参加したかという、30 名程度でした。親の当事者意識が薄れているのではないかと思います。一つの要因として、保護者に対する情報発信が今、学校のほとんどが紙媒体に頼っているというのが大きいと思います。その理由を考えると、学校の予算取りのにも紙ベースの予算取りなのかなと思うところがあります。弊社ではもちろんアプリで情報発信はしていますが、どの程度情報が来るのかというと、月 1 回か多くて月 2 回位ですね。多分学校によると思うのですが、完全にペーパーレス化して、アプリで運用している学校もあるかとは思いますが、DX を学校の運営に生かしていく現場サイドの教育と、親の教育ですね。子どもたちもこれから必要になっていくので、そういう学校の予算取りをもっと運用しやすいような計画を立てていただくと、情報発信という部分に関して、末端まで届いていくのではないかなと、今、保護者として思っています。

○成瀬会長

今の件について、まとめて事務局からお願いします。

○事務局

まず田中委員からいただいた「ながら見守り」のPRという点では、リーフレットをお配りしているのですが、資料3にも記載している企業や事業者との連携した取組を進めることが非常に大事なことだと思っております。どうしたらもっとうまく伝わるか、研究していく必要があるのかなと思います。

コンビニエンスストアでの勉強会の件からテレビCMのお話になりましたが、現状の取組では、県警が特殊詐欺被害防止CMを流しております。令和5年の10月から二ヶ月間、放送しています。お子さんとか、もしかしたらテレビよりもSNSとかYouTubeとかを目にすることが多いかもしれませんので、こういった情報発信ができるのかこれからの検討課題とさせていただきたいと思います。

次に、人集めが難しいこと。全体に共通する話かもしれませんが、どうしたらうまく情報が伝えられるのかというところは、ここでなかなかお答えするのは難しいことですが検討が必要であると思っております。

○成瀬会長

では、そろそろお時間ということになります。いろいろ御意見いただきありがとうございました。事務局におかれましては、本日の御意見・御提言を踏まえ、素案の作成に臨んでいただければと思います。

なお、本日の短い時間では話せなかった部分もあろうかと思いますので、方向性に関する御意見につきましては、様式に記載していただきまして、2月10日までに事務局宛てお送りいただければと思います。

次回の委員会では素案を審議していただく予定となっております。それでは以上を持ちまして議事を終了いたします。どうもありがとうございました。

○司会

成瀬会長ありがとうございました。それでは次第4その他について何かございますか。また、本日の議題にかかわらず安全・安心まちづくりに関して委員の皆様へ情報提供したい事項等がございましたら、この機会にお願いいたします。

○加藤委員

私の町内会では14年前から、夕方7時から8時まで夏場は7時半から8時半まで、朝の交通誘導は週1回、14人体制でやっています。私は町内会のラジオ体操の代表をされていて、子どもたちが夏休みに来るのですが、親があまりにも忙しくて5日ぐらいすると来なくなります。そして子どもは約90人くらいいるのですが、町内会の子ども会に入っているのは24人ぐらいです。交通安全の期間中だから旗振ってくださいと親に頼んでも断られることが多いです。また、うちの町内会では自前で桃太郎旗を8本作って活動しています。そしてコンビニには年末警戒があったものですから、万引き防止と特別警戒の

チラシをお渡しして貼ってもらったのですが、そのように年間を通じて防犯活動をやっております。ですから、私の名前は、意外と地域の人に知っていただいているんです。自分の顔を覚えてもらうようにしていかないとつながりがなかなか続かないのかなと自分なりに思っているところです。

○司会

ありがとうございます。その他に何かございますか。

他にないようですので、最後に事務局から御連絡でございます。次回委員会につきましては、4月以降に事務局より日程調整をさせていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

また、本日お手元に防犯機器展のチラシをお配りしておりますが、ただいま県庁 18 階の県政広報展示室において防犯機器の展示を行っております。防犯設備士協会様の御協力をいただきまして、家庭や職場で活用できる機器を展示しておりますので、お時間がございましたら是非お立ち寄りください。

以上で本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了いたします。ありがとうございました。